（案）

計　画　書

三ケ島一丁目里山保全地域の区域の変更(指定拡大)

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第10条に基づき、里山保全地域の区域を次のように変更(指定拡大)する。

名　　称	三ケ島一丁目里山保全地域 (令和7年2月20日指定所沢市告示第46号)
面　　積	約2.8 ha
区　　域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現　　況	当該区域は、狭山丘陵の北部に位置しており、丘陵地に見られる広い谷あいの地形（谷戸）が形成され、コナラを中心とした雑木林、湿生植物や水生昆虫などが生育・生息する湿地などが残っている。また、東川の源流として、水源涵養機能と生物多様性の保全に重要な樹林地となっている。
理　　由	計画区域は、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る地域であるとともに、「所沢市みどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）として設定されており、令和7年2月に三ケ島一丁目里山保全地域への指定を行った。このうち、0.9haが公有地となっており、周辺の三ケ島二丁目里山保全地域及び上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域と併せて狭山丘陵一体の緑地同士の繋がりを担保するため、保全活動に取り組んでいる。 こうした状況を踏まえ、当該区域について一団の緑地として保全を更に進め、生物の移動経路であるエコロジカルネットワークの形成と生物多様性の保全を推進するため、里山保全地域の区域の変更（指定拡大）を行うものである。
保全に関する基本的な方針	里山保全地域等、様々な緑地保全制度を検討・実施することにより、その担保性の向上を図るとともに、自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。